

## 古殿町公衆無線LAN利用規約

### (目的)

第1条 この規約は、古殿町（以下「町」という。）が利用者の利便性の向上を図ることを目的として提供する公衆無線LANによるインターネット接続サービス（以下「本サービス」という。）の利用について必要な事項を定めることを目的とする。

### (サービスの内容)

第2条 利用者は、本サービスを利用してインターネットへの接続及び町が発信する情報等を閲覧することができる。

2 本サービスの利用料は無料とする。

### (利用条件)

第3条 本サービスの利用は、本規約に同意した者に対して認めるものとする。

2 利用者は、本サービスの利用に際し「不正アクセス行為の禁止等に関する法律」その他関係法令等を遵守しなければならない。

3 利用者は、本サービスの利用に際し次に掲げるものを準備するものとする。

(1) 本サービスに接続できるWi-Fi機能及びWebブラウザを搭載した通信機器

(2) 利用者が用意した通信機器及びその付属機器等に供給する電源

4 本サービスを利用するための通信機器等の設定及び操作は利用者が行うものとする。

5 本サービスへ接続する通信機器のセキュリティ対策や有害サイトへのアクセス制限などの必要な対策は、利用者が行うものとする。

6 本サービスの利用者は、他者の迷惑とならないよう配慮して利用するものとする。

### (利用手続)

第4条 利用者はブラウザに表示される画面上で、町が示すSSID（無線LANアクセスポイント識別番号）及びパスワードの入力を行い、本サービスへ接続し、利用を行うものとする。

### (利用場所)

第5条 本サービスが利用可能な場所は、次のとおりとする。

(1) 古殿町役場

(2) 古殿町公民館

(3) 古殿町健康管理センター

(4) 古殿町民体育館（やぶさめアリーナ）

(5) 女性若者等活動促進施設

(6) 古殿中学校体育館

### (禁止事項)

第6条 利用者は、本サービスを通じて次に掲げる行為を行ってはならない。

(1) 他者の著作権やその他の権利を侵害する行為又は侵害するおそれのある行為

- (2) 他者の財産やプライバシーを侵害する行為又は侵害するおそれのある行為
- (3) 町、施設もしくは第三者に不利益又は損害を与える行為及び与えるおそれのある行為
- (4) 町、もしくは第三者を誹謗中傷する行為
- (5) 町、もしくは第三者の保有する情報等を不正に収集、開示および漏洩する行為
- (6) 公序良俗に反する行為又はそのおそれのある行為
- (7) 犯罪的行為、もしくはそのおそれのある行為
- (8) 性風俗、宗教、政治に関する活動
- (9) コンピュータウイルス等の有害なプログラムを提供する行為
- (10) 通信販売、連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引及びその他の目的で特定又は不定多数に大量にメール送信または誘導、誘発する行為
- (11) ファイル共有ソフト等を使用し大量のデータを送受信する行為
- (12) 法令、条例に違反する、又は違反するおそれのある行為
- (13) 本利用規約等に反する行為
- (14) その他、町が不適切と判断する行為

2 利用者が禁止事項を行うことによって他者に損害を生じさせた場合は、当該利用者の責任と費用負担で解決するものとし、町は一切の責任を負わないものとする。

(サービスの停止)

第7条 町は、利用者が次のいずれかに該当する場合は、事前に通告することなく直ちに本サービスの利用を停止することができるものとする。

- (1) 禁止事項に該当する行為を行った場合
- (2) 本規約に違反した場合
- (3) その他利用者として町が不適切と判断した場合

(損害賠償責任)

第8条 町は、利用者が前条のいずれかに違反することにより損害を被ったときは、利用者に対し、その賠償を請求できることとする。

(運用の中止要件)

第9条 町は、次のいずれかに該当する場合、本サービスの利用を中止できるものとする

- (1) システム保守及び町設備の点検工事を行う場合
- (2) 戦争、暴動、地震、噴火、洪水、津波、火災、停電その他の非常事態等により、本サービスの運用が通常どおり行うことができない場合
- (3) 本サービスに係るネットワークの障害や機器の故障等、やむを得ない事情がある場合
- (4) その他一時的なサービスの中断を必要と判断した場合

(免責)

第10条 町は、利用者が本サービスで提供されるインターネット接続を通じて得られる

情報等についていかなる保証もしないものとする。

- 2 本サービスの提供に際し、利用者の通信機器等がコンピュータウィルス感染等による被害、データの破損、漏えい、その他本サービスに関連して発生した利用者の損害について、町は一切責任を負わないものとする。
- 3 利用者がインターネット上で利用した有料サービスについては、その理由に関わらず、当該利用者が費用を負担するものとする。
- 4 利用者が本サービスへ接続しようとする通信機器の構成や設定等その他の理由により本サービスを利用できない場合があっても、町は一切の責任を負わないものとする。
- 5 本サービスでは電波状況、回線状況によりその接続や速度は保障されないものとする。
- 6 利用者が本サービスを利用したことにより、他の利用者や第三者との間に生じた紛争等について、町は一切の責任を負わないものとする。
- 7 町は、利用者の承諾なしに、本サービスの内容を変更することができる。  
(規約の変更)

第 11 条 町は、利用者の承諾なしに、この規約を変更することができる。

- 2 本規約の変更後に本サービスを利用される場合、利用者は変更後の本規約に同意したものとみなす。

#### 附 則

この規約は、令和 4 年 8 月 1 日から施行する。